（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正）

第百七十六条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）

第百七十七条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第六項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第百一条中「六十日」を「三月」に改める。

第百二条中「を受理したときは」を「がされたときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第百七十八条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立てに関する特例等」を「審査請求に関する特例等」に改める。

第八章第二節の節名を次のように改める。

第二節　審査請求に関する特例等

第四十七条第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十五条第一項及び第二項」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十九条第二項及び第四項」に改める。

第九章第二節の節名を次のように改める。

第二節　審査請求に関する特例等

第五十一条第二項中「第十五条第一項及び第二項」を「第十九条第二項及び第四項」に改める。

第十章第二節の節名を次のように改める。

第二節　審査請求に関する特例等

第五十六条第二項中「第十五条第一項及び第二項」を「第十九条第二項及び第四項」に改める。

第五十八条第二項中「審査請求の期間又は」を「審査請求期間又は」に、「再審査請求の期間」を「再審査請求期間」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正）

第百七十九条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「、第九十一条の二及び第九十一条の三」を「及び第九十一条の二」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の一部改正）

第百八十条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「六十日」を「二月」に、「みなして、社会保険審査会に対して再審査請求をする」を「みなす」に改める。

第十条中「審査請求及び」の下に「第八条第一項の」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章（第二十二条を除く。）及び第四章の規定は、」に改める。

第十一条の見出しを「（審査請求と訴訟との関係）」に改め、同条中「規定する処分」の下に「（保険給付遅延特別加算金の支給又は給付遅延特別加算金の支給に関する処分に限る。）」を加え、「再審査請求又は」を削り、「対する」の下に「社会保険審査官の決定又は」を加える。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律の一部改正）

第百八十一条　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条　削除

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）

第百八十二条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三十条を次のように改める。

第三十条　削除

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百八十三条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第百二十二条第二項中「、第三条第一項第二号」を「、第三条第一項第二号」に、「審査会法第三条第二号」を「同号」に改め、同条第三項中「及び第三項」を削り、「並びに附則第六十八条」を「及び附則第六十八条」に改める。

附則第百四十一条第四項中「、第九十一条の二及び第九十一条の三」を「及び第九十一条の二」に改め、同条第六項中「第三項並びに」を削る。

（再生医療等の安全性の確保等に関する法律の一部改正）

第百八十四条　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第五項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

（難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正）

第百八十五条　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第六項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十章　農林水産省関係

（農業災害補償法の一部改正）

第百八十六条　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第百三十一条第一項を次のように改める。

農業共済組合連合会の組合員は、保険に関する事項について不服があるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査を申し立てることができる。

第百四十一条第一項を次のように改める。

農業共済組合連合会は、再保険に関する事項について不服があるときは、農漁業保険審査会に審査を申し立てることができる。

（農薬取締法の一部改正）

第百八十七条　農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第三項中「異議申立てを受けた」を「審査請求がされた」に、「申立てを受けた日から二箇月」を「審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から二月」に、「決定」を「裁決」に改める。

第十四条第五項を削る。